

第72回 定時株主総会招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時

場所

長野県飯田市駄科1008番地
当社本店 旭ホール

株主様へのお願い

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に向け、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場をご判断下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会会場では検温、手指の消毒、マスク着用およびソーシャルディスタンス確保による座席数の削減等、株主様の安全に配慮した措置を講じますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。また、接触感染リスク軽減のため、お土産の配布を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解下さいますようお願いいたします。

目次

●第72回定時株主総会招集ご通知	1
●株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
●添付書類	
事業報告	9
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	33

証券コード 2911

2022年6月3日

株 主 各 位

長野県飯田市駄科1008番地

旭松食品株式会社

代表取締役社長 木下 博 隆

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に向け、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場をご判断下さいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席に代えて、3ページに記載の「議決権行使のご案内」のとおり、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 長野県飯田市駄科1008番地 当社本店 旭ホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第72期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.asahimatsu.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

なお、本定時株主総会招集ご通知に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、**2022年6月23日（木曜日）午後5時45分までに到着**するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使



議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、**2022年6月23日（木曜日）午後5時45分までに議案に対する賛否をご入力**ください。

詳細は4頁から5頁までの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り**「ログインID」及び「仮パスワード」が**入力不要**でログインいただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。）

議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日） 午後5時45分まで

QRコードを読み取る方法



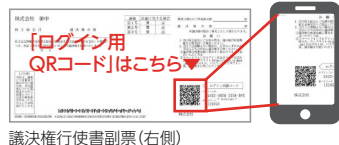
スマートフォンの場合

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

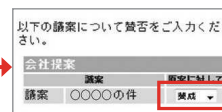
2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択。



画面の案内に従って
行使完了です。

次ページに、ログインID・仮パスワードを入力する方法をご案内しております。



ログインID・仮パスワードを入力する方法



議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1 議決権行使サイトへアクセス

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



ご注意

インターネット接続にファイアウォール等を使用している場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

1 「次の画面へ」をクリック

2 ログインする

2 お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

3 パスワードを変更する

4 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」をそれぞれ入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

5 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- 株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027**

(通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は株主各位に対する利益還元を重要課題と位置づけており、業績に裏付けられた成果の配分を安定的に行うことを基本方針としています。

第72期の期末配当金につきましては、1株当たり35円とさせていただきたいと存じます。

なお、内部留保資金につきましては、更なる業績向上に向け将来への投資へ有効に活用してまいりたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金 35円

配当総額 63,952,000円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	附則 (電子提供措置等に関する経過措置) 1. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け経済活動が停滞いたしました。また、地政学的リスクの上昇懸念や、エネルギー価格の高騰により一段と厳しさを増しております。

食品業界におきましては、原材料費や動力費など各種コストは円安とも重なってさらに高騰しており、ますます厳しい経営環境となっております。一方、消費者の安全・安心への関心は高く、さらなる高い品質・衛生管理体制の整備が求められております。

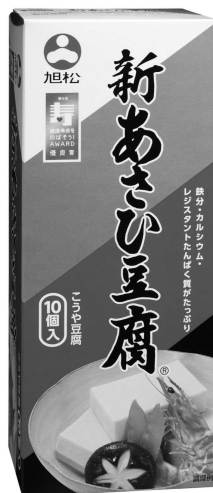
このような状況のなか、当社グループでは、大豆価格が過去最高値に迫るほど高騰したため、これを主原料とする凍豆腐の価格改定を2021年9月1日より実施いたしました。また、HACCPを包括した食品安全の国際規格FSSC22000のバージョンの更新を引き続き実施しており、品質の維持・向上はもとより合理化、省エネルギーのための設備投資を継続的かつ積極的に行っております。経営面では、SDGsに沿った取り組み推進のため、プラスチック削減、紙容器の森林認証素材使用の推進、健康経営優良法人の継続認定により従業員の福利厚生充実などの取り組みを強化しております。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応については、状況に応じた感染予防対策を講じており、市場への円滑な商品提供に万全を期しております。

当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、売上高は好調だった前年度には及ばず、80億3千3百万円（前年同期82億2千4百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、当連結会計年度の売上高は従来の会計処理に比べ2千1百万円減少しております。利益面では、引き続き製造コストの低減や経費の削減などを図ってまいりましたが、特に年後半以降顕著となった動力費などのコストアップの影響が大きく営業利益は2億5百万円（前年同期比22.5%減）、経常利益は2億6千8百万円（同30.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億9千6百万円（同16.9%減）となりました。

部門別概況は次のとおりです。

凍豆腐部門

凍豆腐では、急激な原材料・燃料費・運送費等の値上がりによる大幅なコスト上昇を企業努力だけでは吸収することができず、やむを得ず2021年9月1日より5～8%の出荷価格改定を実施いたしました。販売促進の活動面では、市場拡大・活性化を図るべく啓蒙活動をあらゆる機会をとらえ行ってまいりました。特に凍豆腐の新たな健康機能として免疫賦活効果や腸内環境への好影響に関する論文などを信州大学と共同で発表いたしました。また、11月には、一般社団法人国際スーパーフード・アンチエイジング機構より、当社「新あさひ豆腐10個入」がスーパーフード認証を受け、健康長寿を支えるスーパー食材としての効能を広報してまいりました。しかし、巣ごもり需要が極めて大きかった前期には及ばず、売上高は35億9千9百万円（前年同期39億4千6百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、当連結会計年度の売上高は従来の会計処理に比べ8百万円減少しております。



認証マーク

スーパーフード認証商品

商品名：新あさひ豆腐10個入
認証番号：第2109001号



小さな新あさひ豆腐
粉末調味料付

加工食品(即席みそ汁等)部門

加工食品では、単品収益管理の徹底により不採算アイテムの改廃を進め収益力の改善を図る一方、好調に推移しているカップ入りタイプのオートミールのアイテムアップなど新商品の発売を強化してまいりました。さらに、認知度をアップさせる施策としてインスタグラムを利用した消費者キャンペーンなどを実施してまいりました。その結果、売上高は24億5千万円（前年同期22億7千7百万円）と、順調に拡大することができました。なお、収益認識会計基準等の適用により、当連結会計年度の売上高は従来の会計処理に比べ1千3百万円減少しております。



オートミール
めんたいこ風味



オートミール
だし醤油たまご風味



オートミール
鶏白湯風味



オートミール
はたてバター風味

その他食料品部門

その他食料品では、売上高は19億8千4百万円（前年同期19億9千9百万円）となりました。主力の医療用食材につきましても、製造コストの上昇を受け2021年10月1日より価格改定を実施いたしました。新型コロナウイルス感染予防対策の中、病院や介護施設などへの訪問が制限されておりましたが、アイテムアップや営業活動の工夫・強化により売上を拡大することができました。一方、その他OEM製品等は需要減少を主要因に低調に推移いたしました。



ふんわりなめらかこうや



ポリッと納豆 醤油味

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度の所要資金は全て自己資金により賄っており、増資または社債発行など非経常的なものではありません。

② 設備投資

当連結会計年度における設備投資(無形固定資産を含む)の総額は、3億9千5百万円となりました。投資の主な内容は、凍豆腐の省力化・品質向上や既存生産設備の維持更新などのための投資であります。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 69 期 (2019年3月期)	第 70期 (2020年3月期)	第 71 期 (2021年3月期)	第 72 期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高	8,905,719千円	8,837,154千円	8,224,260千円	8,033,637千円
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	230,310千円	262,750千円	236,091千円	196,239千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	125円91銭	144円59銭	130円 7銭	107円57銭
総 資 産	10,294,553千円	9,887,393千円	9,918,658千円	9,579,676千円
純 資 産	6,884,918千円	6,980,826千円	7,315,593千円	7,551,892千円

(注) 1.当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。

3.第69期は、凍豆腐における健康機能性の研究成果がメディアで紹介され、需要が拡大したことから売上高は大きく伸長しました。また、売上原価の上昇を抑えるための生産体制の継続的改善や製造技術の向上などに注力いたしました。これら業績改善施策と増収効果により親会社株主に帰属する当期純利益は増益となりました。

4.第70期は、前年に大きく伸長した凍豆腐の売上が沈静化するなか、加工食品が好調に推移したことから、売上高は微減にとどまりました。また、医療用食材で食品事故を発生させたことに伴い、関連費用として特別損失を計上しましたが、売上原価の上昇を抑えるための生産体制の継続的な改善により、増益となりました。

5.第71期は、売上高は業務用商品を主体に低調であり減収となりました。利益面では減収の影響や、投資有価証券の評価損の計上もあり減益となりました。

6.第72期(当連結会計年度)の状況につきましては、前述の「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、長期化している新型コロナウイルス感染への対応、東欧など地政学的リスクの高まり、人件費や物流コストの上昇、為替変動や原材料価格の変動などに伴う業績への影響など依然として厳しい収益環境が続くものと推測されます。

当社グループといたしましては、各事業での市場活性化を目指し、常に新商品の開発・発売を行ってまいります。主力事業の凍豆腐におきましては、引き続き健康有用性に関する研究成果を継続的に訴求していくことに加え、適正価格の維持を図ってまいります。また、市場全体の維持拡大に向け、業界団体などとも連携し積極的に広報活動を行ってまいります。加工食品事業につきましては、過剰な低価格販売競争は抑制し価値訴求型の新商品の開発・発売の継続により競争力の向上を図ってまいります。さらに、全体の売上拡大を図るため、成長が見込める医療用食材を第3の柱とすべく育成に注力するとともに、新商品開発を一層強化し新たな柱となる事業への展開を継続して進めてまいります。

収益力の改善につきましては、売上拡大と共にコスト上昇を極力吸収すべく効率的な生産体制への変更及び生産性向上のための設備投資や原材料調達方法の見直しなどを継続的に推進してまいります。しかしながら、企業努力では吸収しきれないコストの上昇につきましては、適切なタイミングで価格改定の是非を判断してまいります。

また、企業価値の向上につきましては、SDGsに沿った取り組みを行い、「持続的成長を実現できる企業であること」を目指してまいります。

新型コロナウイルスへの対応につきましては、グループとして感染防止に努めると同時に安定的な商品供給のための施策を推進してまいります。

次期の通期業績につきましては、安定的な業績に併せて新規事業を成長させることを念頭に進め、売上高は82億円、営業利益は2億2千万円、経常利益は2億8千万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2億1千万円を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、大豆加工製品の製造及び販売などを事業とし、その主要製品は、次のとおりであります。

部 門	主 要 製 品
凍 豆 腐 加 工 食 品	家庭用凍豆腐、業務用凍豆腐 即席みそ汁、スープ類、オートミール

(6) 主要な営業所及び工場

① 当社

本 店 長野県飯田市駄科1008番地
 本 社 大阪市淀川区田川三丁目7番3号
 支 店 東日本支店（東京都中央区）・西日本支店（大阪市淀川区）
 営 業 所 仙台営業所（宮城県）・名古屋営業所（愛知県）
 飯田営業所（長野県）・岡山営業所（岡山県）
 福岡営業所（福岡県）
 工 場 天竜工場・飯田工場・高森工場・伊那工場
 旭松バイオセンター（以上 長野県）
 研究施設 食品研究所（長野県）

② 子会社等

旭松フレッシュシステム株式会社
 本 社 長野県飯田市駄科1008番地
 営 業 所 飯田営業所（長野県）
 物 流 セ ン タ ー 高森低温物流センター（長野県）

青島旭松康大食品有限公司

本 社 中国山東省青島市黄島区碧海路777号

青島旭松康大進出口有限公司

本 社 中国山東省青島市黄島区碧海路777号

(7) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）
326名（2名減）

（注）このほかにパートタイマーの期中平均雇用人員が230名であります。

②当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
234名（2名増）	41.4歳	18.1年

（注）このほかに出向者2名、パートタイマーの期中平均雇用人員が170名であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	主要な事業内容
旭松フレッシュシステム株式会社	50,000千円	100.00%	物流業務
青島旭松康大食品有限公司	26,485千人民元	90.00%	即席みそ汁用具材料、介護食(納豆)等の製造
青島旭松康大進出口有限公司	200千人民元	90.00% (90.00%)	中国国内での製品販売と貿易業務

（注）出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社 八十 二 銀行	485,229千円
株式会社 三 菱 U F J 銀行	187,890千円
株式会社 但 馬 銀行	75,378千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,680,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,876,588株
- (3) 当事業年度末の株主数 3,687名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	89,620株	4.90%
木 下 博 隆	55,990株	3.06%
赤 羽 源 一 郎	55,834株	3.05%
国 分 西 日 本 株 式 会 社	54,885株	3.00%
藤 徳 物 産 株 式 会 社	54,885株	3.00%
佐 々 木 寛 雄	54,586株	2.98%
株 式 会 社 大 乾	44,885株	2.45%
株 式 会 社 日 阪 製 作 所	42,600株	2.33%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	30,000株	1.64%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	28,400株	1.55%

(注) 当社は、自己株式49,388株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	3,016株	5名
監査役（社外監査役を除く）	325株	1名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木 下 博 隆	執行役員
常 務 取 締 役	蒲 田 充 浩	執行役員 経営企画部長 青島旭松康大食品有限公司 董事長 旭松フレッシュシステム株式会社 取締役
常 務 取 締 役	村 澤 久 司	執行役員 研究開発統括部長 兼 研究所長 新鮮納豆株式会社 取締役
取 締 役	足 立 恵	執行役員 経営管理部長 青島旭松康大食品有限公司 監事
取 締 役	平 澤 公 夫	執行役員 生産統括部長 兼 天竜工場長 兼 伊那工場長 旭松フレッシュシステム株式会社 取締役
取 締 役	藤 森 明 仁	
取 締 役	田 中 健 一 郎	
常 勤 監 査 役	佐 々 木 寛 雄	旭松フレッシュシステム株式会社 監査役
監 査 役	伊 坪 眞	税理士法人イツボ 代表社員 アザール株式会社 代表取締役 株式会社リーガルトラスト 代表取締役
監 査 役	狩 野 拓 一	トモシアホールディングス株式会社 取締役

(注) 1.取締役 藤森明仁氏及び田中健一郎氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2.監査役 伊坪眞氏及び狩野拓一氏は、社外監査役であり、伊坪眞氏は株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3.監査役 伊坪眞氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4.社外取締役、社外監査役が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。

5.責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

6.役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者（取締役及び監査役）が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

7.取締役を兼務しない執行役員は次のとおりです。

役 名	氏 名	職 名
執 行 役 員	竹 光 邦 之	経営企画部副部長
執 行 役 員	牧 野 太 郎	営業統括部長
執 行 役 員	森 脇 賢 治	技術開発部長
執 行 役 員	松 原 寛 明	品質保証部長

(2) 事業年度中の取締役の異動

①就任

2021年6月25日開催の第71回定時株主総会において、足立恵氏、平澤公夫氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

②退任

該当事項はありません。

③当該事業年度中の取締役地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
蒲 田 充 浩	常務取締役 執行役員 経営企画部長	取締役 執行役員 経営企画部長	2021年6月25日
村 澤 久 司	常務取締役 執行役員 研究開発統括部長 兼 研究所長	取締役 執行役員 研究開発統括部長 兼 研究所長	2021年6月25日
足 立 恵	取締役 執行役員 経営管理部長	執行役員 経営管理部長	2021年6月25日
平 澤 公 夫	取締役 執行役員 生産統括部長 兼 大電工場長 兼 伊那工場長	執行役員 生産統括部長 兼 大電工場長 兼 伊那工場長	2021年6月25日

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、1988年7月26日開催の臨時株主総会において、取締役は年額200百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は18名、1995年6月29日開催の第45回定時株主総会において、監査役は年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。また、上記報酬枠とは別枠で2019年6月25日開催の第69回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として取締役は年額20百万円以内、監査役は年額3百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名、監査役（社外監査役を除く。）の員数は1名です。

当社は、取締役会の決議により役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めております。その内容は株主総会において決議された総額の範囲内において、取締役会または監査役の協議により決定するものとしております。取締役、監査役の報酬は基本報酬と譲渡制限付株式報酬の2種類となっております。なお、社外取締役、社外監査役については譲渡制限付株式報酬の支給を行っておりません。

(基本報酬)

基本報酬は、個々の取締役及び監査役の責任と職務執行の対価として、役位、役割、当社の業績、従業員給与水準等を考慮しながら総合的に勘案して、毎年6月の取締役会または監査役の協議により決定し、毎月定額を支給しております。なお、業績に連動した賞与等の報酬は定めておらず、翌年の基本報酬に反映させる方法を採用しております。

(譲渡制限付株式報酬)

譲渡制限付株式報酬は、取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）に対して、持続的な企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高め、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績の推移を考慮しながら総合的に勘案して、毎年6月の取締役会または監査役の協議により決定し、基本報酬とは別枠にて毎年1回一定の時期に支給しております。なお、譲渡制限解除につきましては割当日より30年経過、または退任時としております。

基本報酬と譲渡制限付株式報酬の支給割合の決定方針については、各報酬について株主総会で決議された報酬限度額の比率を基本としながら、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合になることを方針としております。

上記の各報酬の個人別支給額は任意の指名報酬諮問委員会の答申を受け、毎年6月に開催する取締役会または監査役協議により決定しております。

当該委員会は代表取締役社長及び2名の独立社外取締役で構成され、委員長は独立社外取締役としております。

②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

③取締役、監査役ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	83,893 (7,200)	78,000 (7,200)	5,893 (－)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	16,299 (7,200)	15,600 (7,200)	699 (－)	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	100,193 (14,400)	93,600 (14,400)	6,593 (－)	10名 (4名)

- (注) 1. 上表の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額6,593千円（取締役（社外取締役を除く）5名5,893千円、監査役（社外監査役を除く）1名699千円）であります。
2. 上記以外に、平成19年6月28日開催の第57回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴い、打ち切り支給が承認可決され、今後、実際の退任日に支給されます。その予定額は、取締役1名で3,200千円、監査役1名で550千円となっております。なお、当該合計額の3,750千円は、未払金としてすでに計上済みとなっております。

(3) 社外役員の主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	藤 森 明 仁	当事業年度開催の取締役会12回全てに出席し、社外の立場から適宜発言するとともに金融界、事業会社での経験を踏まえ、事業戦略や経営全般に関する助言、提言を行っております。 なお、同氏は、役員の選任・報酬につき取締役会に答申を行う指名報酬諮問委員会の委員を務めています。
	田 中 健 一 郎	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回出席し、社外の立場から適宜発言するとともに弁護士の専門的見地から当社のコンプライアンス体制の構築・維持、他の社外役員経験を踏まえ、経営についての助言、提言を行っております。 なお、同氏は、役員の選任・報酬につき取締役会に答申を行う指名報酬諮問委員会の委員長を務めています。
監 査 役	伊 坪 眞	当事業年度開催の取締役会12回、監査役会12回の全てに出席し、社外の立場から適宜発言するとともに税理士の専門的見地から必要な発言を行っております。
	狩 野 拓 一	当事業年度開催の取締役会12回、監査役会12回の全てに出席し、社外の立場から適宜発言するとともに商社での経験を踏まえ必要な発言を行っております。

【ご参考】 取締役・監査役のスキルマトリックス

地 位	社外・ 独立役員	氏 名	企業経営	品 質 製造技術 研究開発	マーケ ティング 営 業	財 務 計 算	法 務 コンプライ アンス
代表取締役社長		木 下 博 隆	○	○	○		
常務取締役		蒲 田 充 浩	○		○		
常務取締役		村 澤 久 司	○	○			
取締役		足 立 恵	○			○	○
取締役		平 澤 公 夫	○	○			
取締役	社 外 独 立	藤 森 明 仁	○		○	○	
取締役	社 外 独 立	田 中 健 一 郎				○	○
常勤監査役		佐 々 木 寛 雄		○		○	
監査役	社 外 独 立	伊 坪 眞	○			○	○
監査役	社 外	狩 野 拓 一	○		○		

※本記載内容は各対象者に特に期待するスキル及び専門性であり、各対象者の有するすべてのスキル・専門的知見を表すものではありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

有限責任監査法人トーマツは、2021年6月25日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たに太陽有限責任監査法人が会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 当社会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 会計監査人との監査契約において、「会社法」上の会計監査人に対する報酬等の額と「金融商品取引法」上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的に区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の会計監査人の状況

子 会 社 の 名 称	会 計 監 査 人 の 名 称
青島旭松康大食品有限公司	青島子平會計師事務所

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役及び執行役員は旭松グループにおける企業倫理の確立、法令、定款、社内規程の遵守を目的に制定した「旭松グループ行動基準」を率先垂範するとともに、その周知徹底をはかり、これらの違反が判明した場合には、その原因を究明したうえで、再発防止策を策定し、実行する。

当社はコンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンスの推進については、取締役・使用人がそれぞれの立場で自らの問題として業務運営にあたる。また、社内、社外に相談・通報体制を設け、コンプライアンス違反行為が行われようとしていることに気づいたときは、コンプライアンス委員長に通報（匿名も可、通報者保護）をしなければならないと定める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、法令及び社内規程に従い適正に行う。特に内部情報管理については、一般の情報管理規程とは別に定め、管理を強化している。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理としては、全社のリスク評価を「コンプライアンス委員会」により行う旨設定しており、重要なリスク評価については取締役会への報告を行う。また、特に製品の品質リスクについては、食品安全マネジメント規格である「F S S C 2 2 0 0 0」の全工場での認証を取得しており、「全社品質安全推進委員会」を設置しリスク回避に努める。万一食品事故が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした「食品事故緊急対策本部」を設置し、統括して危機管理にあたるものとする。さらに大規模災害などの発生による業務継続の危機管理に対応するためBCP（事業継続計画）を策定している。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会、監査役会を毎月開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全執行役員が出席する経営会議を毎月開催する。経営会議は、取締役会の監視のもと業務執行に関する基本的事項等（ただし、取締役会専決事項を除く）にかかる意思決定を機動的に行うとともに、中期経営計画及び各年度方針・予算を立案し、全社的な目標の設定と達成に向け具体策を立案し、業務部門の実行状況の監督を行う。また、2021年より全取締役、監査役を対象に自己評価による取締役会の実効性評価を行い、取締役会の実効性を継続的に高めていく取組を行う。

⑤当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社企業グループでは当社同様の内部統制システムを推進する。また、経営企画部長が関連会社担当として、その任にあたる。また、関連会社の役員には当社役員を任命させる。なお関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ当社経営会議に定期的に出席し事業内容の報告を求め、重要案件については事前協議を行う。当社監査部門はグループ企業の業務の適正性に関する監査支援を定期的に行う。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき専任の使用人はいないが、監査役会は定期的に代表取締役と意見交換を行っており、必要に応じ対応を行う。なお、専任の使用人が設置された場合は、その人事考課、異動、懲戒等は監査役会の承認を要するものとする。

⑦監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めるものとする。なお、監査役は、会社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っていく。

⑧反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、社会の秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を一切持たない。このような反社会的勢力による不当要求に対しては、組織的に毅然と対応する。また、「旭松グループ行動基準」において法令を遵守し、健全な企業活動を行うことを定め、役員及び従業員に周知徹底していく。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)において、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①主要な会議の開催状況として、取締役会は12回、監査役会は12回、経営会議は12回、コンプライアンス委員会は4回、指名報酬諮問委員会は2回開催いたしました。

②監査役は監査役会で定めた監査方針に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役との定期会合、その他取締役との意見交換、内部監査部門、会計監査人との意見交換会を実施し連携をはかっております。

③監査室は内部監査計画に基づき、当社及び子会社の業務執行の監査、内部統制監査を行い、さらに各監査に併せ内部統制基礎教育について適宜実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点において、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

なお、敵対的買収につきましては、それに応じるか否かは株主の皆様の共同利益に照らして慎重に判断すべきものと考えております。現時点では、防衛策は導入しておりませんが、今後も継続的に検討を行ってまいります。

(4) 親会社との取引に関する事項

該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主各位に対する利益還元を重要課題と位置づけており、業績に裏付けられた成果の配分を安定的に行うことを基本方針としています。

この方針のもと、当期の配当金は、1株当たり35円とさせていただきたく、本総会に上程しております。また、内部留保資金につきましては、厳しい経営環境に対応するための将来投資に有効活用していきたいと考えております。

なお、当社は、剰余金配当の最終決定は、株主の皆様の意見を反映できるよう株主総会で決定することとしております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,457,687	流 動 負 債	1,512,422
現 金 及 び 預 金	1,980,330	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	578,860
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,431,530	短 期 借 入 金	386,231
棚 卸 資 産	968,633	リ ー ス 債 務 金	24,556
そ の 他	83,820	未 払 金	236,271
貸 倒 引 当 金	△6,626	未 払 法 人 税 等	41,801
		賞 与 引 当 金	52,041
		設 備 関 係 支 払 手 形	37,858
		そ の 他	154,800
固 定 資 産	5,121,988	固 定 負 債	515,361
有 形 固 定 資 産	4,301,743	長 期 借 入 金	362,266
建 物 及 び 構 築 物	1,190,252	リ ー ス 債 務 金	29,649
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,257,350	長 期 未 払 金	39,457
土 地	1,703,573	繰 延 税 金 負 債	28,759
リ ー ス 資 産	49,204	資 産 除 去 債 務	48,179
建 設 仮 勘 定	20,567	そ の 他	7,050
そ の 他	80,795	負 債 合 計	2,027,783
無 形 固 定 資 産	162,816	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	657,428	株 主 資 本	7,384,541
投 資 有 価 証 券	610,122	資 本 金	1,617,844
繰 延 税 金 資 産	4,249	資 本 剰 余 金	1,632,423
そ の 他	43,056	利 益 剰 余 金	4,255,143
資 産 合 計	9,579,676	自 己 株 式	△120,869
		其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	112,044
		其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△6,386
		為 替 換 算 調 整 勘 定	118,430
		非 支 配 株 主 持 分	55,306
		純 資 産 合 計	7,551,892
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,579,676

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高	8,033,637	
売上原価	5,741,941	
売上総利益	2,291,695	
販売費及び一般管理費	2,086,335	
営業利益	205,359	
営業外収益		
受取利息	4,792	
受取配当金	15,483	
受取技術料	35,339	
補助金収入	5,349	
受取保険金	2,782	
雑収入	12,316	76,065
営業外費用		
支払利息	4,966	
賃貸収入原価	6,733	
雑損	876	12,576
経常利益	268,848	
特別利益		
固定資産売却益	6,231	6,231
特別損失		
固定資産除却損	8,228	
投資有価証券売却損	917	
投資有価証券評価損	3,828	12,974
税金等調整前当期純利益	262,105	
法人税、住民税及び事業税	49,010	
法人税等調整額	15,650	64,660
当期純利益	197,445	
非支配株主に帰属する当期純利益	1,206	
親会社株主に帰属する当期純利益	196,239	

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,617,844	1,632,423	4,125,283	△143,776	7,231,774
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△63,624		△63,624
親会社株主に帰属する当期純利益			196,239		196,239
自己株式の処分			△2,755	22,907	20,152
株主資本以外の項目の当期変動(純額)					
当期変動額合計	—	—	129,859	22,907	152,766
当 期 末 残 高	1,617,844	1,632,423	4,255,143	△120,869	7,384,541

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	△20,322	56,879	36,557	47,260	7,315,593
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△63,624
親会社株主に帰属する当期純利益					196,239
自己株式の処分					20,152
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,935	61,551	75,487	8,045	83,532
当期変動額合計	13,935	61,551	75,487	8,045	236,229
当 期 末 残 高	△6,386	118,430	112,044	55,306	7,551,892

計算書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,938,953	流 動 負 債	1,434,972
現金及び預金	1,583,038	支払手形	28,762
売掛金	1,359,742	買掛金	466,740
商品及び製品	288,677	1年内返済予定の金務金	381,652
仕掛品	268,339	長期借入金	6,830
原材料及び貯蔵品	360,053	リース債	302,097
前払費用	55,467	未払費用	82,973
その他の金	23,734	未払法人税等	39,482
貸倒引当金	△100	未払消費税等	36,472
		預り金	8,057
		賞与引当金	44,025
		設備関係支払手形	37,858
		その他	20
固 定 資 産	5,162,564	固 定 負 債	481,304
有形固定資産	4,002,109	長期借入金	362,266
建物	872,769	リース債	2,785
構築物	145,202	繰延税金負債	28,759
機械装置	1,175,492	長期未払金	32,964
車両運搬具	1,118	長期預り金	6,350
工具器具備品	74,866	資産除去債	48,179
土地	1,703,573	負債合計	1,916,276
リース資産	8,517	(純資産の部)	
建設仮勘定	20,567	株 主 資 本	7,191,627
無形固定資産	139,429	資 本 金	1,617,844
ソフトウェア	114,114	資 本 剰 余 金	1,632,423
ソフトウェア仮勘定	4,815	資 本 準 備 金	1,632,423
その他の金	20,499	利 益 剰 余 金	4,062,228
投資その他の資産	1,021,026	利 益 準 備 金	155,900
投資有価証券	610,122	その他利益剰余金	3,906,328
関係会社株式	50,000	買換資産圧縮積立金	191,252
出資金	4,419	別途積立金	2,750,000
関係会社出資金	318,084	繰越利益剰余金	965,076
長期前払費用	4,073	自 己 株 式	△120,869
敷金	19,506	評価・換算差額等	△6,386
その他の金	14,820	その他有価証券評価差額金	△6,386
資 産 合 計	9,101,518	純 資 産 合 計	7,185,241
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,101,518

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,572,613
売上原価	5,393,875
売上総利益	2,178,737
販売費及び一般管理費	2,003,494
営業利益	175,243
営業外収益	
受取利息	39
受取配当金	15,070
受取貸料	14,628
受取技術料	35,339
補助金収入	5,349
受取保険金	2,758
雑収入	6,846
営業外費用	
支払利息	4,565
賃貸料原価	6,958
雑損失	466
経常利益	11,990
特別損失	234,285
固定資産除却損	8,228
投資有価証券売却損	917
投資有価証券評価損	3,828
税引前当期純利益	12,974
法人税、住民税及び事業税	230,311
法人税等調整額	44,339
当期純利益	57,250
	173,060

株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
				買換資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1,617,844	1,632,423	155,900	191,252	2,750,000	858,394	3,955,547	△143,776	7,062,039
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△63,624	△63,624		△63,624
当 期 純 利 益						173,060	173,060		173,060
自 己 株 式 の 処 分						△2,755	△2,755	22,907	20,152
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	106,681	106,681	22,907	129,588
当 期 末 残 高	1,617,844	1,632,423	155,900	191,252	2,750,000	965,076	4,062,228	△120,869	7,191,627

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	△20,322	△20,322	7,041,717
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△63,624
当 期 純 利 益			173,060
自己株式の処分			20,152
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,935	13,935	13,935
当 期 変 動 額 合 計	13,935	13,935	143,524
当 期 末 残 高	△6,386	△6,386	7,185,241

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

旭松食品株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承 煥
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高 田 充 規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、旭松食品株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、旭松食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

旭松食品株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳 承 煥
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 充 規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭松食品株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第７２期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (１) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (２) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはテレビ会議システム等の手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）、及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。なお、過年度に発生した食品事故の再発防止策について継続して実施されていることを確認しました。今後も再発防止策が有効に機能するよう、取締役会の対応を注視してまいります。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

旭松食品株式会社 監査役会

常勤監査役 佐々木 寛雄 ㊟

社外監査役 伊 坪 眞 ㊟

社外監査役 狩 野 拓一 ㊟

以上



この冊子は、FSC®認証紙と、
環境に優しい植物油インキを
使用して印刷しています。